

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

消防局（工事）

（消防局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 2月 5日から令和 6年 9月 3日まで

2 実施方法

今回の監査では、消防局における令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
に完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監
査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	222	20	9.0	186	49	26.3
委託	107	13	12.1	8,999	8,462	94.0

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がお
おむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指
摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な
措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知された
い。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載
した。

1 指摘

(1) 建築設備等の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又
は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持す
るよう努めなければならないとされている。

また、消防法（昭和23年法律第 186号）では、事業場、学校等で収容人員が
50人以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維
持管理を防火管理者に行わせなければならないとされており、火災予防条例で

は、防火扉^(注 1)などの防火設備は常時閉鎖若しくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

「千種消防署始め 28 か所の消防庁舎等定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて28施設における防火設備や非常用の照明装置^(注 2)などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、20施設で火災発生時に防火扉が完全に閉鎖しない箇所や、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど補修・改善を要するとの報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。さらに、20施設全てにおいて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

消防局は、火災予防のために、事業所の所有者等に対し、防火扉や非常用の照明装置などの不良箇所について指導等を行う立場にあるにもかかわらず、所管する消防署等の不良箇所を複数年にわたり放置していたことは誠に遺憾である。

当該不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(施設課)

(注 1) 防火扉

火災の延焼又は拡大を防ぐために開口部に設ける扉

(注 2) 非常用の照明装置

停電時に機能する照明

(2) 配線器具の改修について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）によると、電気工作物を設置する者は、電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとされている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈では、低圧用の配線器具は充電部分^(注)が露出しないように設置することとされている。

「消防署等の自家用電気工作物保安管理業務委託」では、電気事業法に基づ

いて電気工作物の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、特別消防隊第一方面隊の施設では、配線器具であるコンセントが破損し、充電部分が露出しており、改修するよう報告を受けていたが、対応していなかった。さらに、当該箇所は、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所であった。



コンセント破損状況

当該箇所について、関係部署と調整し、速やかに改修するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

なお、当該箇所については、指摘に基づき令和 6年 7月に、法令の基準に適合するよう改修が行われた。(施設課)

(注) 充電部分

常時電流が流れている箇所

(3) 監督員の通知について（その他）

名古屋市契約規則によると、契約の適正な履行を確保するために行う監督は、監督員が行うこととされており、名古屋市工事請負契約約款では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないとされている。

12件の工事等において監督員の通知の有無を確認したところ、「防火水槽内面補修工事（西区上小田井）」始め 5件では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知していなかった。

名古屋市工事請負契約約款に基づき、監督員の氏名を受注者に通知するよう改めて局内に周知されたい。(施設課、消防課、指令課)

(4) 施工体制台帳の写しの提出について（その他）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）及び建設業法（昭和24年法律第 100号）（以下「入契法等」という。）によると、公共工事において、建設業者^(注)は下請契約を締結した場合には、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

8件の工事等において施工体制台帳の写しの提出の有無を確認したところ、「笠寺消防団詰所のコンクリートブロック塀改修工事」始め 7件では、建設業者に該当する受注者が下請契約を締結していたにもかかわらず、発注者は、施工体制台帳の写しの提出を受けていなかった。

建設業者に該当する受注者が下請契約を締結した場合は、入契法等に基づき施工体制台帳の写しの提出を受けるよう局内へ周知するとともに、受注者を指導されたい。
(施設課、消防団課、指令課、港消防署)

(注) 建設業者

国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者

第6 意 見

適切な施設の維持管理について

消防局は、16消防署、44出張所等の施設を有し、消火活動、人命救助や救急活動に加え、火災による被害抑制のための予防業務を行っている。予防業務においては、事業所へ立入検査を実施し、法令違反の是正指導の実施などに取り組んでおり、令和4年度には、18,603事業所に立入検査を実施している。

今回の監査では、消防署等の定期点検において、防火設備や非常用の照明装置などの不良、コンセント破損に対して改善等するよう報告を受けていたにもかかわらず、複数年にわたって放置していた事例が見受けられた。今回の不良箇所を放置し続けた場合には、防火扉が閉鎖しないことによる火災時の被害拡大や、コンセントの充電部分への接触による感電事故などが発生するおそれがあり、法令の基準に適合するよう施設の維持管理を行うことは非常に重要である。

このような不適合な箇所について、改善に必要な予算の検討をすることもなく、長期間放置していたことを鑑みると、施設の維持管理について法令を遵守する意識が欠如していると判断せざるを得ない。

消防局においては、多くの事業所に立入検査を実施し、是正指導していることから他の模範となる立場にあることを十分に認識した上で、今回の事例を重大な問題として捉え、職員の法令遵守意識を高揚させる取組を行われたい。また、施設を適切に維持管理するために、本庁所管部署が消防署などの改善部署と連携し、改善の進捗管理を行うとともに、改善部署においては、所属長が当事者意識を強く持ち、不良状況を把握し、率先して改善に取り組まれない。